

伊賀市告示第 195 号

伊賀市国民健康保険大腸がん検診受診費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市国民健康保険大腸がん検診受診費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示
伊賀市国民健康保険大腸がん検診受診費用助成事業実施要綱（令和 6 年伊賀市告示第 70 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「登録番号」を削り、

「

請求金額	円
	(内訳) 大腸がん免疫便潜血検査 40歳～74歳までの伊賀市国民健康保険被保険者 円 × 人 = 円

を

」

「

請求金額	合計	円
	(内訳)	
	大腸がん免疫便潜血検査 40歳以上75歳未満 (委託料、自己負担金合計 円 × 人 = 円)	
	75歳以上 (委託料、自己負担金合計 円 × 人 = 円)	

に

改める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

伊賀市告示第196号

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱（令和6年伊賀市告示第228号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

オ 野立設置でないこと。

第2条第2号ケを次のように改める。

ケ 蓄電容量が20kWh未満であること。

第5条第1項第1号ただし書中「70万円」を「発電出力10kW」に改め、同項第2号中「蓄電池の価格」を「蓄電容量1kWh当たりの蓄電池の価格（工事費を含み、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額。以下同じ。）に蓄電容量（蓄電容量が10kWhを超えるときは、10kWh）を乗じて得た額」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、蓄電容量1kWh当たりの蓄電池の価格が15万5,000円を超えるときは、これを15万5,000円とする。

第6条中第11号を削り、第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 蓄電池の仕様を確認するための書類及び一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器として登録されていることが確認できる書類の写し（蓄電池を設置する場合に限る。）

第9条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第1号中「規則」を「伊賀市補助金等交付規則」に、「(1) 補助対象設備の見積書の写し」を

- 「(1) 補助対象設備の見積書の写し
※蓄電池の価格が12.5 万円/kWh（いずれも工事費込み・税抜き）を超え
る場合は、以下の条件のうちどちらかを追加
に、
・複数者からの見積もり
・複数の販売事業者に対して価格要件以下となる蓄電システムの調達可
否の確認を行い、かつ、この確認を行ったことが分かる書類」
- 「(5) 誓約書（申請者及び施工業者）
※誓約書（施工業者用）は契約後速やかに提出すること。
- (6) 補助対象設備で発電する電力の消費量計画書
(7) 委任状（申請等を委任する場合に限る。）
(8) 補助対象者の住民票の写し
(9) 補助対象者が伊賀市において市税の滞納がない又は課税されて
を
いないことを証明する書類
(10) 補助対象者の居住する住宅等に係る登記事項証明書（当該住宅
等が既存の住宅等である場合に限る。）
(11) 一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器と
して登録されていることが確認できる書類の写し」
- 「(5) 蓄電池の仕様を確認するための書類及び一般社団法人環境共創イニシアチ
ブにより国の補助対象機器として登録されていることが確認できる書類の
写し（蓄電池を設置する場合に限る。）
(6) 誓約書（申請者及び施工業者）
※誓約書（施工業者用）は契約後速やかに提出すること。
(7) 補助対象設備で発電する電力の消費量計画書
(8) 委任状（申請等を委任する場合に限る。）
(9) 補助対象者の住民票の写し
(10) 補助対象者が伊賀市において市税の滞納がない又は課税されていないことを
証明する書類
(11) 補助対象者の居住する住宅等に係る登記事項証明書
（当該住宅等が既存の住宅等である場合に限る。）」

に改める。

様式第6号中

「(3) 設置した補助対象設備（付帯するパワーコンディショナーを含む。）について
メーカー、型番等が確認できる書類の写し

(4) 補助対象設備の保証書の写し

(5) 住宅の引渡しを受けた日が確認できる書類の写し（補助対象設備の設置が住宅
の新築又は建売住宅の購入に伴うものである場合に限る。）

(6) 一般送配電事業者との発電設備の系統連系に係る契約書などの写し

(7) 余剰電力の売電に係る売電契約書などの写し

(8) 第6条各号に掲げる書類のうち内容等に変更があったもの

(9) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

を

「(3) 補助対象設備の保証書の写し

(4) 住宅の引渡しを受けた日が確認できる書類の写し（補助対象設備の設置が住宅
の新築又は建売住宅の購入に伴うものである場合に限る。）

(5) 一般送配電事業者との発電設備の系統連系に係る契約書などの写し

(6) 余剰電力の売電に係る売電契約書などの写し

(7) 第6条各号に掲げる書類のうち内容等に変更があったもの

(8) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

」

に改める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

伊賀市告示第 220 号

伊賀市森林境界明確化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市森林境界明確化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、森林境界を明確にすることにより、計画的かつ適切な森林整備の推進を図ることを目的として交付する伊賀市森林境界明確化事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、森林境界明確化等の地域活動を行う市内の認定林業事業体等とする。

(補助対象森林)

第 3 条 補助金の交付の対象となる森林（以下「補助対象森林」という。）は、森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画の対象とする森林であって、境界が不明瞭な森林や地籍調査が完了していない森林とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市との間で締結する協定に基づき行われる森林境界の明確化に要する技術者給、賃金、謝金、需要費、委託料及びその他市長が認める経費とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象森林の面積を測量区画数で除した面積（以下「測量区画平均面積」という。）に、別表に定める森林の測量区画平均面積の区分に応じ、それぞれ同表に定める 1 haあたりの補助金単価を乗じて得た額とする。ただし、当該年度の補助対象経費の額の合計額を上限とする。

(補助金の終期)

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

森林の測量区画平均面積	1 ha あたりの補助金単価
0.5ha 以上	45,000 円
0.4ha 以上 0.5ha 未満	54,000 円
0.3ha 以上 0.4ha 未満	57,000 円
0.2ha 以上 0.3ha 未満	63,000 円
0.1ha 以上 0.2ha 未満	81,000 円
0.1ha 未満	116,000 円

伊賀市告示第 250 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社キタモリ
伊賀市古郡 546 番地の 1
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 5 月 27 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 22
号）第 4 条に規定する使用料
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 7 年 5 月 27 日

伊賀市告示第 238 号

令和 7 年度伊賀市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

令和 7 年度伊賀市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する令和 7 年度伊賀市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 調整給付金（不足額給付分）は、廃止前の令和 6 年度伊賀市定額減税補足給付金支給事務実施要綱（令和 6 年伊賀市告示第 265 号）に規定する令和 6 年度伊賀市定額減税補足給付金（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、伊賀市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 調整給付金（不足額給付分）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる者であつて、令和 7 年 1 月 1 日時点で伊賀市に住所を有するもの（伊賀市の住民基本台帳に記録されていないが、伊賀市で地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の非居住者並びに令和 6 年の所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度の個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる金額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げた額）がウに掲げる金額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年の所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度の個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、零とする。）

(2) 令和6年の所得税額及び令和6年度の個人住民税所得割額が零であり、令和6年の所得税に係る合計所得金額及び令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年の所得税額及び令和6年度の個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

2 第1項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度の個人住民税課税情報から推計した令和6年の所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年の所得税額又は令和6年度の個人住民税所得割額が零でない者

(2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令

和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員
(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の額は、同号ア及びイに掲げる金額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げた額)から同号ウに掲げる金額を差し引いて得た額とする。ただし、令和6年の所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アに掲げる金額を、令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イに掲げる金額を、それぞれ零とし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で伊賀市に住所を有する者(伊賀市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、同号イに掲げる金額を零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で伊賀市に住所を有する者(伊賀市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、3万円とする。

3 前条第1項第1号ア及びイに掲げる金額(以下「基準額」という。)を課税台帳等から抽出し、調整給付金(不足額給付分)の額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和7年6月2日とする。

4 事務処理基準日以後に生じた基準額の修正等については、原則として、調整給付金(不足額給付分)の額の算定に反映しない。ただし、当該修正等により支給対象者でなくなる場合は、この限りではない。

(受給権者)

第5条 調整給付金(不足額給付分)の受給権者は、支給対象者とする。

(支給の申請等)

第6条 第3条第1項第1号に規定する者であって、調整給付金(不足額給付分)の支給を受けようとするものは、定額減税補足給付金(不足額給付)支給確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)又は市が整備する電子申請システムにより申請しなければならない。ただし、令和7年1月1日時点で伊賀市に住所を有する者(伊賀市の住民基本

台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。) であって、伊賀市から調整給付金(当初給付分)を受給していないものについては、定額減税補足給付金(不足額給付)申請書(請求書)(様式第2号。以下「申請書」という。)により申請しなければならない。

2 第3条第1項第2号又は第3号に規定する者は、申請書により申請しなければならない。

3 第1項又は第2項の規定による申請に基づく支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。この場合において、第2号及び第3号に掲げる方式は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 受給権者が申請等により指定した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市がその窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 現金書留送付方式 市が現金書留により現金を送付する方式

4 受給権者は、確認書又は申請書に記載された住所地又は支給内容等に相違があるときは、定額減税補足給付金(不足額給付)支給内容等変更届出書(様式第3号)により支給内容等の変更を届け出ることができる。

(支給の申込み等)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、調整給付金(当初給付分)等を支給した者又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に定める支給要件を満たすことが確認できる受給権者に対し、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給について(様式第4号)により調整給付金(不足額給付分)の支給の申込みを行うものとする。

2 前項に規定する申込みを受けた受給権者は、定額減税補足給付金(不足額給付)受給辞退届出書(様式第5号)により調整給付金(不足額給付分)の受給の辞退を、定額減税補足給付金(不足額給付)口座変更届(様式第6号)により支給の登録口座の変更を届け出ることができる。

(本人確認)

第8条 受給権者は、第6条第1項又は第2項の規定による申請若しくは第4項の規定による届出又は前条第2項の規定による届出(以下「届出等」という。)をするときは、

公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、受給権者本人によるものであることを証しなければならない。

(代理による届出等)

第9条 受給権者に代わり、代理で届出等を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人)
- (2) 受給権者が入所している老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等又は知的若しくは精神障害者施設の職員
- (3) 里親制度を利用している里子の里親
- (4) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 前項に規定する者が代理で届出等をするときは、当該届出等に係る書類の委任欄へ必要事項を記入し、又は委任状を添えて提出しなければならない。

3 市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理で届出等をする者(以下「代理人」という。)が当該代理人本人であること及び受給権者と代理人との間の代理関係を確認するものとする。この場合において、代理人が第1項第1号又は第2号に該当する者であるときは、市長が別に定める方法によりこれを確認する。

(届出等の期間)

第10条 届出等の受付を開始する日は、市長が別に定める日とする。

2 届出等の期限は、令和7年10月31日とする。

(支給の決定等)

第11条 市長は、届出等を受けたときは、速やかに内容を確認の上、調整給付金(不足額給付分)の支給を決定し、当該届出等をした受給権者に対し調整給付金(不足額給付分)を支給する。

2 市長は、第7条第1項に規定する申込みをした場合において、前条第2項で定める日までに第7条第2項の規定による調整給付金(不足額給付分)の受給辞退の届出がないときは、速やかに支給を決定し、受給権者に対し調整給付金(不足額給付分)を支給する。

3 市長は、前2項の規定による支給をもって、当該受給権者に対する調整給付金(不足

額給付分)の支給の決定通知に代えることができる。

(調整給付金(不足額給付分)の支給等に関する周知等)

第12条 市長は、調整給付金(不足額給付分)の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、届出等の方法、届出等の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(届出等が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第10条第2項の期限までに第6条第1項又は第2項の規定による申請が行われなかったときは、当該受給権者が調整給付金(不足額給付分)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第11条第1項又は第2項の規定により支給の決定を行った後、届出等のあった書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず当該書類の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該届出等は、取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金(不足額給付分)の支給を受けた者があるとき又は調整給付金(不足額給付分)の支給を受けた者が第4条第4項ただし書の規定により支給対象者でなくなったときは、当該者に対し既に支給した調整給付金(不足額給付分)の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 受給権者は、調整給付金(不足額給付分)の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月2日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 第14条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

伊賀市告示第 197 号

伊賀市住民自治のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市住民自治のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 住民自治のあり方や仕組み等について広範な見地から検討を行うため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条の規定に基づき、伊賀市住民自治のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、住民自治のあり方や仕組み等に関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民自治について専門の知識を有する者
- (2) 地域活動に関わる支援団体等を代表する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱又は任命の日から答申がされる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、地域連携部住民自治推進課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年6月5日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 198 号

伊賀市障害福祉サービス事業者等運営支援金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障害福祉サービス事業者等運営支援金交付要綱を廃止する告示
伊賀市障害福祉サービス事業者等運営支援金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 9 号）は、
廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。

伊賀市告示第 199 号

伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金交付要綱を廃止する告示
伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 10 号）
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。

伊賀市告示第 201 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 10 年大山田村告示第 26 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

猿野区

代表者の氏名 水岡 桂也

代表者の住所 伊賀市猿野 803 番地の 3

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福路 光宏

新代表者の氏名 水岡 桂也

旧代表者の住所 伊賀市猿野 1297 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市猿野 803 番地の 3

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 20 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 202 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 18 年伊賀市告示第 176 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

出後区自治会

代表者の氏名 森川 泰光

代表者の住所 伊賀市出後 928 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 川端 清

新代表者の氏名 森川 泰光

旧代表者の住所 伊賀市出後 710 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市出後 928 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 20 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 203 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 208 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

川上自治会

代表者の氏名 徳村 裕治

代表者の住所 伊賀市玉瀧 4502 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森岡 茂昌

新代表者の氏名 徳村 裕治

旧代表者の住所 伊賀市玉瀧 4290 番地

新代表者の住所 伊賀市玉瀧 4502 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 27 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 204 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 10 年伊賀町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

希望ヶ丘区

代表者の氏名 藤岡 義巳

代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘東五丁目 7 番 15 号

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 樋口 正弥

新代表者の氏名 藤岡 義巳

旧代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘西五丁目 6 番 15 号

新代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘東五丁目 7 番 15 号

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 205 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和元年伊賀市告示第 114 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

楯岡区

代表者の氏名 山本 泰生

代表者の住所 伊賀市楯岡 144 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山崎 慶昭

新代表者の氏名 山本 泰生

旧代表者の住所 伊賀市楯岡 494 番地

新代表者の住所 伊賀市楯岡 144 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 206 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年大山田村告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

平松区

代表者の氏名 松岡 和美

代表者の住所 伊賀市上阿波 14 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 杉尾 直樹

新代表者の氏名 松岡 和美

旧代表者の住所 伊賀市上阿波 67 番地

新代表者の住所 伊賀市上阿波 14 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 20 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 207 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 21 年伊賀市告示第 92 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

青山羽根区

代表者の氏名 中島 照明

代表者の住所 伊賀市青山羽根 1137 番地の 2

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 高北 俊夫

新代表者の氏名 中島 照明

旧代表者の住所 伊賀市青山羽根 1160 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市青山羽根 1137 番地の 2

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 26 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 208 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 13 年上野市告示第 63 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

大内区

代表者の氏名 西口 和広

代表者の住所 伊賀市大内 2550 番地の 2

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 西森 平太郎

新代表者の氏名 西口 和広

旧代表者の住所 伊賀市大内 1970 番地

新代表者の住所 伊賀市大内 2550 番地の 2

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 209 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年上野市告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

法花区

代表者の氏名 向井 一雄

代表者の住所 伊賀市法花 2791 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 兼本 政一

新代表者の氏名 向井 一雄

旧代表者の住所 伊賀市法花 550 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市法花 2791 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 13 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 210 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 130 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

伊賀市猪田西出区

代表者の氏名 森井 尚章

代表者の住所 伊賀市猪田 2696 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藪内 清一

新代表者の氏名 森井 尚章

旧代表者の住所 伊賀市猪田 2441 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市猪田 2696 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 211 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年大山田村告示第 7 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

富永区

代表者の氏名 西 秀樹

代表者の住所 伊賀市富永 779 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 東 芳則

新代表者の氏名 西 秀樹

旧代表者の住所 伊賀市富永 815 番地

新代表者の住所 伊賀市富永 779 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 212 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 22 年伊賀市告示第 17 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

広芻小場

代表者の氏名 小坂 博則

代表者の住所 伊賀市霧生 112 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 岩本 綱之

新代表者の氏名 小坂 博則

旧代表者の住所 伊賀市霧生 227 番地

新代表者の住所 伊賀市霧生 112 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 5 月 10 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 213 号

伊賀市自転車等駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているため、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 撤去年月日

①令和 7 年 5 月 20 日

②令和 7 年 5 月 21 日

2 撤去場所及び台数

①伊賀上野駅駐輪場、上野丸之内駐輪場、茅町駅駐輪場、桑町駅駐輪場 計 18 台

②伊賀神戸駅駐輪場、青山町駅前自転車等駐車場 計 5 台

3 撤去の理由

当該自転車等が、調査札を取り付けた日から起算して 7 日を超えて、なお伊賀市自転車等駐車場に放置されているため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）

7 連絡先 伊賀市地域力創造部公共交通課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 214 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 撤去年月日

①令和 7 年 5 月 20 日

②令和 7 年 5 月 21 日

2 撤去場所及び台数

①佐那具駅 1 台

②猪田道駅、市部駅 計 2 台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）

7 連絡先 伊賀市地域力創造部公共交通課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 215 号

道路の区域決定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理 番号	路線名	起 終 点 点	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 62823	小川内番田線	伊賀市種生字小川内 2792 番 3 地先 伊賀市種生字番田 2543 番 1 地先	4.1~16.1	534.4

伊賀市告示第 216 号

道路の供用開始に関する告示

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 62823	小川内番田線	伊賀市種生字小川内 2792 番 3 地先 伊賀市種生字番田 2543 番 1 地先	令和 7 年 6 月 6 日

伊賀市告示第 217 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により下記の事業者から指定
居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 13 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

事業者名	株式会社ふれあいプラザひまわり
代表者名	代表取締役 高橋 大作
廃止する事業所名	ケアプランセンターひまわり ふれあいプラザ
廃止する事業所の所在地	伊賀市上野東町 2955 番地 古喜商事ビル 1 階
事業所番号	2 4 7 1 2 0 1 5 1 3
廃止年月日	令和 7 年 6 月 30 日
サービスの種類	居宅介護支援

伊賀市告示第 221 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 39 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

上友田区

代表者の氏名 城 政彦

代表者の住所 伊賀市上友田 3125 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 喜久永 崇文

新代表者の氏名 城 政彦

旧代表者の住所 伊賀市上友田 6133 番地

新代表者の住所 伊賀市上友田 3125 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 222 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 99 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

川北区

代表者の氏名 杉本 安司

代表者の住所 伊賀市川北 561 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 吉岡 亮衛

新代表者の氏名 杉本 安司

旧代表者の住所 伊賀市川北 530 番地

新代表者の住所 伊賀市川北 561 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 223 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 20 年伊賀市告示第 107 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

小田町第七番組自治会

代表者の氏名 東口 鉄造

代表者の住所 伊賀市小田町 1183 番地の 3

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 長川 文郎

新代表者の氏名 東口 鉄造

旧代表者の住所 伊賀市小田町 3822 番地

新代表者の住所 伊賀市小田町 1183 番地の 3

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 25 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 224 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 18 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

三軒家区自治会

代表者の氏名 三山 雅史

代表者の住所 伊賀市長田 3478 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 三山 正義

新代表者の氏名 三山 雅史

旧代表者の住所 伊賀市長田 3392 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市長田 3478 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 26 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 225 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 210 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

上林区

代表者の氏名 藤岡 雅敏

代表者の住所 伊賀市上林 278 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藤本 幹男

新代表者の氏名 藤岡 雅敏

旧代表者の住所 伊賀市上林 329 番地

新代表者の住所 伊賀市上林 278 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 26 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 226 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 132 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

きじが台地区住民自治協議会

代表者の氏名 川上 俊三

代表者の住所 伊賀市上神戸 4520 番地の 147

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 坪野 芳美

新代表者の氏名 川上 俊三

旧代表者の住所 伊賀市上神戸 4353 番地の 291

新代表者の住所 伊賀市上神戸 4520 番地の 147

3 変更の年月日

令和 7 年 5 月 18 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 227 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年上野市告示第 11 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

西高倉自治会

代表者の氏名 奥谷 正

代表者の住所 伊賀市西高倉 4012 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森岡 裕和

新代表者の氏名 奥谷 正

旧代表者の住所 伊賀市西高倉 3708 番地

新代表者の住所 伊賀市西高倉 4012 番地の 1

3 変更の年月日

令和 7 年 5 月 17 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 228 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年伊賀町告示第 3 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

柘植青葉台区

代表者の氏名 大串 武司

代表者の住所 伊賀市柘植町 2411 番地の 81

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中 将一

新代表者の氏名 大串 武司

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 2411 番地の 78

新代表者の住所 伊賀市柘植町 2411 番地の 81

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 229 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 236 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

伊賀市阿保東部区

代表者の氏名 山家 常央

代表者の住所 伊賀市阿保 1719 番地の 10

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 畑中 宣之

新代表者の氏名 山家 常央

旧代表者の住所 伊賀市阿保 1267 番地

新代表者の住所 伊賀市阿保 1719 番地の 10

3 変更の年月日

令和 7 年 6 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 231 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 14 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 20 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

虹ヶ丘自治会

代表者の氏名 島 和也

代表者の住所 伊賀市甲野 1033 番地の 537

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 宮田 耕一

新代表者の氏名 島 和也

旧代表者の住所 伊賀市甲野 1033 番地の 137

新代表者の住所 伊賀市甲野 1033 番地の 537

3 変更の年月日

令和 7 年 5 月 18 日

4 変更の理由

代表者の辞任による変更

伊賀市告示第 232 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 102 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 24 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

下荒木区

代表者の氏名 葛原 善彦

代表者の住所 伊賀市荒木 629 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山本 正彦

新代表者の氏名 葛原 善彦

旧代表者の住所 伊賀市荒木 345 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市荒木 629 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 10 月 27 日

4 変更の理由

代表者の辞任による変更

伊賀市告示第 233 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 3 項の規定により指定
公金事務取扱者から事務所の所在地変更の届出があったので、同条第 4 項の規
定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 指定公金事務取扱者の名称
KDD I 株式会社

2 変更する事項
事務所の所在地

旧住所 東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号

新住所 東京都港区高輪 2 丁目 21 番 1 号

THE LINKPILLAR 1 NORTH

3 変更の年月日
令和 7 年 7 月 1 日

伊賀市告示第 234 号

青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 126 号）第 6 条に規定する使用料（運動施設に係るものに限る。）の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、告示する。

令和 7 年 6 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 委託した相手方

名称 株式会社西條
代表取締役 中村 浩
所在地 伊賀市中友生 1240 番地

2 委託期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 235 号

伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 66 号)第 2 条第 1 項並びに地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により、伊賀市の令和 6 年度下半期の財政事情について次のとおり公表します。

なお、公表に係る書面は、伊賀市財務部財政課並びに地域連携部上野支所、伊賀支所、島ヶ原支所、阿山支所、大山田支所及び青山支所に備え置き、公表の日から 6 か月間閲覧に供します。

令和 7 年 6 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

令和6年度財政事情並びに財政の動向及び市長の財政方針

市民の皆さんに納めていただいた税金やその他の歳入などが、どのようなことに使われたのかを知っていただくため、伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例(平成16年伊賀市条例第66号)第2条第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定に基づき、令和6年度下半期(令和6年10月1日～令和7年3月31日)の財政執行状況、財政の動向及び市長の財政方針をお知らせします。

なお、出納整理の期間(4月1日～5月31日)の数字が含まれませんので、決算の数字とは異なります。

■財政執行状況

(1)収入及び支出の概況

一般会計の歳入の状況

科目	予算現額	収入済額(上半期)	収入済額(下半期)	収入済額(合計)	収入率
市税	146億4,246万円	87億1,710万円	56億 199万円	143億1,909万円	97.8%
地方譲与税	6億7,828万円	1億9,877万円	4億5,582万円	6億5,459万円	96.5%
地方消費税交付金	23億6,106万円	13億2,338万円	10億8,240万円	24億 577万円	101.9%
地方交付税	108億7,946万円	68億 631万円	42億5,410万円	110億6,041万円	101.7%
分担金及び負担金	4億1,447万円	7,375万円	9,610万円	1億6,985万円	41.0%
使用料及び手数料	4億6,694万円	2億5,415万円	2億 83万円	4億5,497万円	97.4%
国庫支出金	74億8,117万円	20億7,458万円	43億 906万円	63億8,364万円	85.3%
県支出金	33億6,030万円	2億7,717万円	26億2,752万円	29億 470万円	86.4%
繰入金	44億7,724万円	万円	321万円	321万円	0.1%
繰越金	11億5,940万円	11億5,940万円	万円	11億5,940万円	100.0%
諸収入	7億 315万円	1億3,949万円	3億2,448万円	4億6,397万円	66.0%
市債	37億1,639万円	万円	2億7,180万円	2億7,180万円	7.3%
その他	26億 260万円	8億9,381万円	17億3,440万円	26億2,822万円	101.0%
計	529億4,292万円	219億1,791万円	209億6,171万円	428億7,962万円	81.0%

一般会計の歳出の状況

科目	予算現額	支出済額(上半期)	支出済額(下半期)	支出済額(合計)	執行率
議会費	2億6,629万円	1億5,019万円	1億 586万円	2億5,605万円	96.2%
総務費	105億6,308万円	23億6,358万円	34億 269万円	57億6,627万円	54.6%
民生費	165億7,560万円	60億4,685万円	73億6,937万円	134億1,622万円	80.9%
衛生費	52億3,238万円	14億 594万円	25億 461万円	39億1,055万円	74.7%
労働費	6,126万円	5,727万円	333万円	6,060万円	98.9%
農林業費	23億1,476万円	7億4,962万円	9億1,621万円	16億6,583万円	72.0%
商工費	10億3,398万円	5億2,848万円	1億6,914万円	6億9,762万円	67.5%
土木費	49億5,395万円	8億1,641万円	15億4,057万円	23億5,698万円	47.6%
消防費	19億8,274万円	7億9,486万円	10億3,084万円	18億2,570万円	92.1%
教育費	42億0,794万円	14億 698万円	20億1,185万円	34億1,883万円	81.2%
災害復旧費	3億2,226万円	8,374万円	5,654万円	1億4,028万円	43.5%
公債費	53億9,868万円	27億 108万円	26億9,680万円	53億9,788万円	100.0%
予備費	3,000万円	万円	万円	万円	0.0%
計	529億4,292万円	171億 500万円	218億 781万円	389億1,281万円	73.5%

(2)住民の負担の状況

市税の状況

区分	予算現額	収入済額(上半期)	収入済額(下半期)	収入済額(合計)	収納率
市民税	54億1,608万円	24億6,207万円	26億8,544万円	51億4,751万円	95.0%
固定資産税	81億2,294万円	55億8,085万円	25億3,947万円	81億2,032万円	100.0%
都市計画税	0万円	0万円	0万円	0万円	0.0%
軽自動車税	3億9,861万円	3億7,326万円	2,513万円	3億9,839万円	99.9%
市たばこ税	6億7,748万円	2億8,689万円	3億4,086万円	6億2,775万円	92.7%
鉦産税	2万円	1万円	1万円	2万円	106.8%
入湯税	2,733万円	1,402万円	1,108万円	2,510万円	91.9%
計	146億4,246万円	87億1,710万円	56億 199万円	143億1,909万円	97.8%

(3) 公営事業の経理の概況

特別会計・財産区特別会計

会計名	歳入	予算現額	収入済額(上半期)	収入済額(下半期)	収入済額合計	収入率		
	歳出	予算現額	支出済額(上半期)	支出済額(下半期)	支出済額合計	執行率		
特別会計	国民健康保険事業	歳入	92億3,630万円	31億6,352万円	44億3,014万円	75億9,366万円	82.2%	
		歳出	92億3,630万円	33億3,626万円	47億1,444万円	80億3,770万円	87.0%	
	駐車場事業	歳入	4,536万円	2,369万円	1,986万円	4,355万円	96.0%	
		歳出	4,536万円	1,162万円	789万円	1,951万円	43.0%	
	介護保険事業	歳入	108億6,024万円	46億9,938万円	43億2,015万円	90億1,953万円	83.1%	
		歳出	108億6,024万円	42億5,843万円	52億3,444万円	94億9,287万円	87.4%	
	サービスエリア	歳入	964万円	501万円	410万円	911万円	94.5%	
		歳出	964万円	172万円	299万円	471万円	48.9%	
	後期高齢者医療	歳入	15億8,906万円	4億5,729万円	9億7,741万円	14億3,470万円	90.3%	
		歳出	15億8,906万円	5億2,951万円	8億1,913万円	13億4,864万円	84.9%	
	財産区	島ヶ原財産区	歳入	3,100万円	1,644万円	357万円	2,001万円	64.5%
			歳出	3,100万円	424万円	563万円	987万円	31.8%
大山田財産区		歳入	1,409万円	1,371万円	38万円	1,409万円	100.0%	
		歳出	1,409万円	53万円	1,254万円	1,307万円	92.8%	
	合計		217億8,569万円	83億7,904万円	97億5,561万円	181億3,465万円	83.2%	
			217億8,569万円	81億4,231万円	107億8,406万円	189億2,637万円	86.9%	

企業会計

		予算現額	執行額(上半期)	執行額(下半期)	執行額(合計)	執行率	
病院事業	収益的収支	事業収益	54億8,773万円	22億0,228万円	24億7,417万円	46億7,645万円	85.2%
		事業費用	54億7,968万円	21億5,449万円	32億6,411万円	53億6,090万円	97.8%
	資本的収支	資本的収入	6億799万円	1億円	3億5,133万円	4億5,133万円	74.2%
		資本的支出	7億6,189万円	2億6,656万円	3億4,208万円	6億8,644万円	79.9%
水道事業	収益的収支	事業収益	32億3,987万円	13億1,690万円	19億1,426万円	32億3,116万円	99.7%
		事業費用	32億4,053万円	6億5,897万円	24億2,242万円	30億8,139万円	95.1%
	資本的収支	資本的収入	8億1,223万円	6,166万円	5億7,799万円	6億3,965万円	78.8%
		資本的支出	20億3,563万円	7億576万円	10億8,160万円	17億8,736万円	87.8%
下水道事業	収益的収支	事業収益	25億7,818万円	4億8,600万円	21億1,439万円	26億3,999万円	100.9%
		事業費用	25億0,898万円	3億2,388万円	19億5,502万円	22億7,890万円	90.8%
	資本的収支	資本的収入	10億4,784万円	5億915万円	3億1,315万円	8億2,230万円	78.5%
		資本的支出	16億9,249万円	6億5,557万円	7億1,886万円	13億7,443万円	81.2%

(注) 執行額には、消費税額等が含まれています。

(4) 財産、公債及び一時借入金の現在高

市債(一般会計)

会計名	残高
総務債	73億120万円
土木債	40億187万円
農林債	5億9,607万円
教育債	43億9,939万円
公営住宅債	1億555万円
厚生福祉債	9億1,285万円
清掃債	27億3,693万円
消防債	12億7,598万円
保健衛生債	28億7,511万円
商工債	11億2,486万円
災害復旧債	4億7,613万円
減税補てん債	2,177万円
臨時税収補てん債	1億1,354万円
臨時財政対策債	161億4,417万円
計	420億8,542万円

市債(特別会計)

会計名	残高
国民健康保険事業(直営診療所)	0万円
住宅新築資金等貸付	0万円
計	0万円

市債(企業会計)

会計名	残高
病院事業	10億7,020万円
水道事業	92億4,075万円
下水道事業	103億6,510万円
計	206億7,605万円

一時借入金

区分	借入残高
一般会計	0万円

(5)その他市長において必要と認める事項
基金

区分	基金額	土地
財政調整基金	63億3,131万円	
減債基金	14億1,171万円	
職員退職手当基金	11億9,669万円	
地域振興資金	7億9,533万円	
関西本線近代化整備基金	1億7,067万円	
文化振興基金	1億 706万円	
芭蕉翁顕彰事業基金	7億3,221万円	
地域福祉基金	2億1,324万円	
福祉資金貸付事業基金	万円	
環境保全基金	5億6,917万円	
ふるさと水・土保全対策基金	1,777万円	
観光振興基金	2億4,256万円	
公共施設等整備基金	3億7,842万円	
住宅団地等調整池管理基金	万円	
青山工業団地等調整池管理基金	479万円	
食肉センター施設整備等基金	756万円	
川上ダム周辺整備事業基金	4億2,986万円	
川上地区施設管理基金	万円	
教育図書購入基金	1,150万円	
日・独親善少年サッカー交流基金	125万円	
堀池一三通学安全対策基金	200万円	
国際交流基金	1,179万円	
住宅新築資金等貸付事業基金(特別会計)	万円	
義務教育施設整備基金	1,739万円	
ササユリ奨学基金	3,353万円	
伊賀市振興基金	26億3,889万円	
伊賀市ふるさと応援基金	17億8,473万円	
交通安全対策事業基金	2,761万円	
伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金	万円	
岸宏子文学振興基金	5,855万円	
子育て支援基金	323万円	
伊賀線経営安定化支援基金	1億4,182万円	
伊賀市公共施設最適化基金	8億5,591万円	
森林環境譲与税基金	6,687万円	
伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金	万円	
土地開発基金	2億8,248万円	14,309.64㎡
用品購入基金	万円	
国民健康保険給付費支払準備基金	4,056万円	
国民健康保険高額療養費貸付基金	万円	
国民健康保険出産費貸付基金	万円	
介護給付費準備基金	17億6,652万円	
サービスエリア施設整備基金	5,616万円	
島ヶ原財産区基金	3億1,540万円	
大山田財産区基金	1億4,430万円	
計	208億6,883万円	14,309.64㎡

■ 財政の動向及び市長の財政方針

令和7年度は現在策定中の「第3次伊賀市総合計画」や令和6年度に策定された「伊賀市子ども計画」など、新たな政策展開をスタートさせる節目の年度となります。

また、にぎわい忍者回廊PFI 事業による忍者体験施設や旧庁舎改修による施設の一部開業など、新たなにぎわい創出に向けた取り組みも始まります。

こうした新たな取り組みに向けられる期待の中で、これまでに積み上げてきた成果を継承しながらも、市政の推進は市民の理解と参画があつてこそという原点に立ち返り、伊賀市の未来に向け、市民と行政の信頼関係に基づく持続可能なまちづくりを「みんなで」進めていくための新たな一歩を踏み出せるよう、「継承と変革・伊賀の夜明け予算」としました。

伊賀市長 稲 森 稔 尚